

甲斐市議会 建設経済常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和6年12月11日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（8名）

委員長	金丸幸司君	副委員長	樋口孝之君
	山坂賢太君		安倍健治君
	小澤重則君		松井豊君
	内藤久歳君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

秋山照雄君（議長）

説明のため出席した者の職氏名

産業振興部長	宮本裕君	都市建設部長	箭本太君
公営企業部長	小宮山尚君	農林振興課長	小宮山佳浩君
商工観光課長	高須秀樹君	建設課長	芳賀康貴君
都市計画課長	久保欽一君	上下水道業務課長	保坂義実君
上下水道工務課長	中島茂樹君	農林総務係長	高橋正樹君
農林振興係長	長田明久君	農林土木係長	八巻哲也君
商工労働係長	伊藤仁美君	企業誘致係長	藤田充君
建設総務係長	塚田英仁君	建設管理係長	中込聡君
開発指導係長	小澤俊和君	整備係長	秋山裕介君
下水道総務係	加藤実奈君	経理徴収係長	八巻加奈君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中 澤 一 昭 書 記 藤 井 涼 子
書 記 深 澤 隼 人

審査内容

1 条例等審査

議案第101号 指定管理者の指定の件（甲斐市コミュニティーホール双葉）

議案第106号 不動産購入の件

議案第103号 市道路線認定の件

2 補正予算審査

議案第95号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）

議案第99号 令和6年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）

3 その他

開会 午後 1時28分

○書記（藤井涼子君） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、金丸委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 改めましてこんにちは。

昨日に引き続きご参集大変お疲れさまです。本日も一般会議補正予算から並びに市道認定等、多岐にわたりますので、委員の各位に慎重審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会いたします。

○委員長（金丸幸司君） 本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前に、お諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに条例等審査を行います。

議案第101号 指定管理者の指定の件を議題といたします。

担当より説明を求めます。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。

農業振興課より、議案第101号 指定管理者の指定の件についてご説明させていただきます。

議案書の44ページをお願いします。

地方自治法第244条の2第3項及び甲斐市コミュニティーホール双葉条例第3条の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するものであります。

公の施設の名称及び位置につきましては、甲斐市コミュニティーホール双葉、山梨県甲斐市岩森211番地であります。

指定管理者となる団体の所在地、名称及び代表者の氏名につきましては、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地、梨北農業協同組合、代表理事組合長、水川秋人であります。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までであります。

提案理由は、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この案件を提出するものであります。

次に、定例市議会資料の25ページをお願いします。

指定管理者の指定の経過報告について、主立ったものをご説明させていただきます。

○委員長（金丸幸司君） ちょっと待ってもらっていいか。

大丈夫ですか。いいですか。資料ですね。議案資料。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 25ページ。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 指定管理者の指定の経過報告について主立ったものをご説明させていただきます。

2の公募の形態につきましては、非公募とさせていただきます。

4の検討の経過につきましては、令和6年7月29日、指定管理者導入検討委員会において令和7年4月から本施設に指定管理者制度を継続するか、併せて特命指定として引き続き梨北農業協同組合とするか検討がなされた結果、引き続き特命指定として現指定管理者である梨北農業協同組合を指定管理者とする結論とされたものでございます。

5の仮協定書の締結につきましては、本定例会において指定管理者の指定について議決されるまでの間ということで、先般11月14日付で仮協定書を締結の上、6の議案の提案にありますとおり、地方自治法の規定に基づきまして、今議会に議案として提出させていただいているところであります。

7の基本協定書の締結であります、資料の26、27ページをお願いします。

基本協定書の基本的事項であります。主な内容についてご説明させていただきます。

4の指定管理者が行う管理業務の範囲につきましては、利用許可、利用料金の徴収、施設の維持管理等になります。

5の管理施設の改修費用等につきましては、管理施設の改造、増築、移設については、市の費用と責任において実施しますが、修繕については、1件につき100万円未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施するものとします。

7の備品等の扱いにつきましては、備品等は無償で貸与し、備品等の修繕については、1件につき30万円未満のものについては指定管理者の費用と責任において実施するものとします。

27ページになりますが、9の利用料金収入の取扱いにつきましては、本施設の利用料金は指定管理者の収入とするものであります。

なお、本施設におきましては、従前と同様、市から指定管理料等を支出はございません。

以上、甲斐市コミュニティーホール双葉の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また質問・答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） これは通るから場所は分かっているんだけど、建物自体はどこで建てたものですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋農林総務係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） お答えいたします。

こちらの建物につきましては、当時双葉町と梨北農業協同組合で負担して建設しております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 会議やなんかで使っているとか聞いたんだけど、具体的にはどんな使い方ですか。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 利用形態につきましては、ダンスを講義としてやっているものがあつたりとか、あと農業団体が利用しているという形態を取っております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。よろしいですか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） ちょっと1点お願いします。

先ほど修繕で100万円未満は指定管理者が持つということですが、それは指定管理料の中にも含んだ、修繕は出てくると思うんですが、でも100万円という結構指定管理者も大変だと思うんですが、その辺はどうなんですかね。

○委員長（金丸幸司君） 高橋係長。

○農林総務係長（高橋正樹君） 修繕につきましては、ここ5年間、特に改修等を行ったという報告は受けておりません。それで、市のほうで100万円を超えた負担につきまして市で負担しておりまして、それが平成30年6月に空調設備の工事を253万8,000円かけて工事をしておりまして、それ以降につきましては特に支出等はありません。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第101号を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案が原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第101号を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時41分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

次に、議案第106号 不動産購入の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

高須商工観光課長。

○商工観光課長（高須秀樹君） それでは、商工観光課から、議案第106号 不動産購入の件につきまして説明をいたします。

追加議案書の8ページをお願いいたします。

では、双葉地区拠点工業団地内起業地の不動産購入につきましては、下今井字繫沢539番ほか7筆、地目は田、面積2,729平方メートル、所有者はご覧のとおりであります。

購入予定価格は1平方メートル当たり1万3,000円で、3,547万7,000円であります。

提案理由で……

〔「ちょっとごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 初日の追加だから分からなかった。初日の追加案件。

〔発言する者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 初日だからちょっと分かりづらいかもしれない。

○商工観光課長（高須秀樹君） では、初めから。

○委員長（金丸幸司君） もう一回最初からやるようにします。

〔「今度はやる前にちょっと言ってもらえれば。いろいろ議案というとなんなんだよね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 分かりました。随時それ確認してやるように。そうですね。

〔「目が悪いからどうにもならない」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですかね、皆さん。大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） じゃ、よろしく申し上げます。

〔「松井さん、大丈夫か」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（高須秀樹君） よろしいですか。

それでは、また最初からお願いいたします。

追加議案書の8ページとなります。

商工観光課から、議案第106号 不動産購入の件につきまして説明をさせていただきます。

双葉地区拠点工業団地内起業地の不動産購入につきましては、下今井字繫沢539番ほか7筆、地目は田、面積2,729平方メートル、所有者はご覧のとおりであります。

購入予定価格は、1平方メートル当たり1万3,000円で、3,547万7,000円であります。

提案理由でございますが、この不動産購入については甲斐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

詳細につきましては、追加議案資料により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） どうですか。よろしいですかね。いいですか。

お願いします。

○商工観光課長（高須秀樹君） 不動産の概要につきましては、表に記載の8筆2,729平方メートル、購入予定価格は3,547万7,000円であります。

相続登記が完了したため、仮契約を締結したところであります。

7ページをお願いいたします。

こちらは起業地の位置図でありまして、全体で88筆、2万8,527.19平方メートルであります。

6ページをお願いいたします。

購入予定地のうち、中央の濃い網かけとなっている部分73筆、2万4,239.19平方メートルの購入につきましては、今年度8月定例市議会において議決をいただいたところでありますが、相続登記中のうち1人につきまして、右側の太線で囲った白い部分8筆登記が完了したことから、仮契約を締結したところであります。左上の残り7筆、1,559平方メートルにつきましては、相続登記が完了次第手続を進め、案件を提出させていただく予定であります。

説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明がありました。

これより委員の質疑を受けます。

質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この図で見ると、この右側の7ページの赤いところが整備をする全体の中で、こっちの左側の黒いところがあって、今回がこの8筆ということで、あとこの残りのこれが全部手続が完了するというのはいつ頃になる予定ですか。

○委員長（金丸幸司君） 藤田企業誘致係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

残りお一方につきましても、現在相続登記を進めている最中になりますが、ちょっとご兄弟が多いとかの関係で、今時期のほうは未定になっております。相続という観点から、市のほうであり催促もかけられないということで、定期的にご連絡をして様子を伺っている最中でございます。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、まだ未定ということはいろいろな次の手続に着手するのは、今言ったこういった形で買収をする段取りにならなきゃ次に進めんということだよな。

○委員長（金丸幸司君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

今回購入できない場所につきまして、いつまでもそれを待っていると事業自体が進まないということもありますので、今事業が可能なエリアにつきましては、10月に造成設計を発注して工業団地の事業自体は進めているところになります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内田委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、ほかのところはそのまま進めているということなんだけれども、あと要するに今地権者の相続の問題で進めているということだけれども、その地権者に対しての譲渡してくれるという確約というか、そういうものは取ってあるか。

○委員長（金丸幸司君） 藤田係長。

○企業誘致係長（藤田 充君） お答えいたします。

今年度から買収金額のほうも確定したということもありまして、金額の提示と、あと事業への協力につきましてはもう地権者様と意見のほうはすり合わせ等終わっておりますので、あとは相続が終わるのを待っているという状況になります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そして、この土地の買収金額だけれども、先ほど平米1万3,000円と言ったけれども、これはじゃ全部ここの赤い部分を取得するための坪単価というのはみんな同じ基準で買収したということでもいいのかな。

○委員長（金丸幸司君） 高須課長。

○商工観光課長（高須秀樹君） そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） 了解です。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案対106号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第106号を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

次に、議案第103号 市道路線認定の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） それでは、引き続きよろしくをお願いいたします。

〔「マイクを」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（芳賀康貴君） 建設課から、議案第103号 市道路線認定の件につきましてご説明させていただきます。

議案書は46ページから52ページ、位置図につきましては議会資料34ページから42ページになります。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により……

○委員長（金丸幸司君） ちょっと待ってください。

○建設課長（芳賀康貴君） 議案書46から52ページです。

議会資料は34から42ページです。

○委員長（金丸幸司君） では、お願いします。

○建設課長（芳賀康貴君） では、資料は大丈夫でしょうか。

市道の路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの案件を提出する理由でございます。

今回認定をお願いする路線は、宅地分譲に伴う開発区域内の道路が7路線、農道から市道へ移管予定の道路が46路線、計53路線であります。現地確認につきましては、11月15日に開催されました本常任委員会におきまして4路線、路線番号381、678、679、680を既にご確認していただいておりますので、本日は宅地分譲に伴う開発区域内の道路、路線番号681、路線名上川除附宅造4号線、路線番号682、路線名法印村前宅造5号線、路線番号683、路線名法印村前宅造6号線、議会資料の38ページ、39ページに位置します3路線について、録画映像による現地確認をお願いし、さきに確認していただいた4路線と合わせ認定をお願いするものであります。

また、農道から市道へ移管予定の道路が46路線、路線番号382、路線名御座石1号線、路線番号383、路線名御座石2号線、路線番号384、路線名御座石4号線、路線番号385、路線名烏塚1号線、路線番号386、路線名烏塚4号線、路線番号387、路線名烏塚7号線、路線番号388、路線名南2号線、路線番号389、路線名北1号線、路線番号390、路線名北5号線、

路線番号391、路線名北6号線、路線番号392、路線名氏神仲道線、路線番号393、路線名氏神道線、路線番号394、路線名高山中道線、路線番号395、路線名入倉下り線、路線番号396、路線名池久保1号線、路線番号397、路線名大滝線、路線番号398、路線名着物沢5号線、路線番号399、路線名着物沢4号線、路線番号400、路線名中央道側道8号線、路線番号401、路線名金毘羅神社南線、路線番号402、路線名千鳥山線、路線番号403、路線名久保入2号線、路線番号404、路線名日向2号線、路線番号405、路線名中央道側道7号線、路線番号406、路線名横道線、路線番号407、路線名横道支線、路線番号408、路線名岩森山本線、路線番号409、路線名曾利1号線、路線番号410、路線名曾利支線、路線番号411、路線名沢の神1号線、路線番号412、路線名広場北線、路線番号413、路線名中部横断道側道1号線、路線番号414、路線名八万雨2号線、路線番号415、路線名大無垢理線、路線番号416、路線名上の段線、路線番号417、路線名島道線、路線番号418、めい河右岸線、路線番号419、路線名北村線、路線番号420、路線名家の前柿の木線、路線番号421、路線名出口2号線、路線番号422、路線名出口3号線、路線番号423、路線名唐松線、路線番号424、路線名前組西廻り3号線、路線番号684、路線名八幡2号線、路線番号685、路線名仲新居西線、路線番号686、路線名東冷間2号線、議会資料の40ページから42ページに位置します46路線については、路線数が多く、また市街地に位置する、既に市で維持管理している道路であるため、議会資料の43ページから53ページの現地写真による確認をお願いし、宅地分譲に伴う開発区域内の道路と合わせ、53路線の認定をお願いするものであります。

なお詳細につきましては、現地の映像及び写真をご覧になりながら、担当から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

本日確認していただく路線のうち、まず開発区域内の3路線について、事前に担当職員が現地の様子を録画してきた映像がありますので、1路線ずつモニター画像に画像を流し、その後指摘等を行いたいと思います。

ここで暫時休憩を行います。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時06分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

それでは、現地の映像等を踏まえ、委員の質疑を受けたいと思います。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時11分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

先ほど現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時15分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより、現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等を受けます。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここからは農道の市道への移管に伴う市道認定となりますが、路線数が多いため、まず代表的な1路線について映像を確認していただいた後、10路線ずつ現地の写真を確認してい

ただき、質疑等を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑等を行います。

現地の映像等を踏まえ、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

小澤委員。

○委員（小澤重則君） 基本的なことをお伺いしたいんですが、ここへ来て46路線ですか、これが農道から市道へ移管されると。その理由とか、どういうことが起きたのか、またこれが今度は市道ということになれば、幅員とかそういうのが問題ないのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 農道から市道へ移管するのに際しまして、何年か前から調査をしてきて、当然路線認定の基準に合う道路を現地確認して、幅員もクリアしている。接道、接続する道路、市道以上の道路に接続しているのを確認しまして、それが46路線とありますので、それに時間をかなり要しましたので、今の時期になっております。以上です。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） この幅員については最低何メートル必要なんでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 中込建設管理係長。

○建設管理係長（中込 聡君） お答えいたします。

幅員については4メートル以上あるものを認定しております。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 長きにわたって算定してきたということですが、何年度くらいからやっているものなのでしょうか。そしてまた今後そういうことがあるのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 令和3年あたりから農林振興課と協議をし始めまして、今になっているところです。

今後に関しましては、農地が宅地分譲されていますので、宅地分譲のところは道路は路線認定するんですが、その周辺道路に関して、農道であればそれも調査が必要になってくると思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 小澤委員。

○委員（小澤重則君） 市道認定されたということは、当然基準財政需要額に含まれてくるということですね、道路延長が。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） そのとおりでございます。

○委員（小澤重則君） ありがとうございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか委員より質疑ございますか。

樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 先ほどと関連するんですけども……

〔「マイクお願いします」と呼ぶ者あり〕

○委員（樋口孝之君） 基準が最低4メートルないと市に移管されないということで、それを46路線あったんですけども、ちょっと3.8メートルだったと。それを調査したりして、そしてじゃ4メートルにすると。あと20センチメートルという、そういう余分というか、そういう施工をして4メートルにしたというところは46点路線のところはあるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 拡幅をして路線認定したというのはございません。

○委員（樋口孝之君） 分かりました。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 今回は旧双葉がかなり多いんですが、ほかのところはどうなのでしょうか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 今回の路線認定で農道から市道になるというのは、もうほとんど終わっている状況です。双葉自体が農道が結構多かったんで、こういう状況になっているんですが、竜王、敷島というのはそれほど市街地の農道というのはありませんので、これから出てくるところにはまた調査は必要だと思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今の質問に関連することなただけけれども、今双葉が多かったということなただけけれども、今の説明だとほかのところには該当するということはないただけけれども、そうは言ってもそういう可能性がある部分はあると思うんで、今後そういう点についても調査をするのか。そして、できれば先ほど小澤委員が言ったように、市道認定をして基準財政需要額の補助金というか、それを道路延長くなればそれだけ頂けるものが増えるということ、それも有効的な財源の確保につながることもあると思うんで、その辺のところはどうですか、今後。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） その辺に関しましては、農林振興課と連携しながらちょっと調査をしながらやっていきたいと考えております。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時35分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の写真等を踏まえ、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） すみません、395、入倉下り線というところで、これが延長が500メートルだったっけ、510メートル、かなり長い。両脇を見ると全部507メートルが両脇はもう全部側溝というか、U字溝、全部そういうのは入っているわけですか。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 中込係長。

○建設管理係長（中込 聡君） お答えいたします。

こちらの路線、延長が非常に長いんですけども、今回農道から市道へ移管する選定基準としまして、先ほど言った幅員が4メートル以上あるもの、また道路側溝、水路を含むものがついているもの、また舗装されている等、また住宅地であるというような選定基準がありまして、そちらに合致しているものでありますので、今回認定のほうをお願いしているものです。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これはあれに当てはまった中で側溝あるということだね。承知しました。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） これ、ここに限らず全体的なことをちょっと確認したいんだけど、この認定するに当たって、例えば専門家の測量とか、そういうことでやったのか、それとも職員が単なるそのやり方でやったのか、その辺の認定する確認の基準というものはどういうものがあって、そしてやっているのかなと、その辺の基本的なことだけれども、ちょっと説明してください。

○委員長（金丸幸司君） 中込係長。

○建設管理係長（中込 聡君） 路線の計測につきましては、職員のほうで実測で行っております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、専門家に測量してもらおうとかそういうことじゃなくて、

全て職員でやったということで、そんなに逆に言うと簡単にできるものですか。図面上できちっと線を引いて、ここにあるとかという、そういうことじゃなくて、職員が行って巻き尺で計って、それで認定されるものなんですか。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 農道自体にも農道台帳というのがございまして、幅員管理とか延長管理をしていますので、それを基に、それで分からないところがあれば現地へ行って調べてということになりますので、ある程度正確なものができていると思います。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ということは、これに関する費用というのはかからないということでいいね。

○委員長（金丸幸司君） 芳賀課長。

○建設課長（芳賀康貴君） そのとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

では、暫時休憩します。

2時50分から、よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時38分

再開 午後 2時48分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の写真等を踏まえ、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時51分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑を行います。

現地の写真等を踏まえ、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時53分

○委員長（金丸幸司君） 会議を再開いたします。

これより質疑等を行います。

現地の写真等を踏まえ、委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） もう一度ちょっと423、お願いします。

唐松線というもので、これは何こっちに手前に矢印、あっちから作業用じゃなくて、ここから手前のところ、これだって二百何メートルあるじゃない。245メートルも。どっちを見ているということですか。こっちを見るんですか。お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 中込係長。

〔「マイクを」と呼ぶ者あり〕

○建設管理係長（中込 聡君） 矢印の向きで、手前がこちら側に向かっているということです。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） 普通は、向こうへ移すんですけども、これじゃ分かりませんよね、先が。何ぼ認定しろってこれ構わんだけども。そういうことだね。

○委員長（金丸幸司君） そのほか質疑等ございますか。
樋口副委員長。

○委員（樋口孝之君） 今46路線で農道から市道に変わったと。市民の皆さんは非常に今度は市で維持管理してくれるからありがたいということで、各地区のここは農道から市道に変わったよというその周知徹底というのはどのようにこの周りの人たちには知らせていくんですか。そういうことはなしでやっているんですか。

○委員長（金丸幸司君） 中込係長。

○建設管理係長（中込 聡君） お答えいたします。

今日ご覧いただいた農道につきましては、もう既に地域の方たちの生活道路として使われているところになりますので、名称が農道から市道となっても地域の方々にはあまり影響がないので、特に周知等はいたしません。

〔「周知なし。市民の方は喜ぶですね。今度は市で全部いろいろなところを見てくれるんだから、修繕もね」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 委員長を通して発言して下さい。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） いいですか。

そのほか質疑ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 農道に関わる今回の認定の総延長ってどのくらいになるんですか。

○委員長（金丸幸司君） 中込係長。

○建設管理係長（中込 聡君） 本日提示しました農道からの移管道路につきましては、延長として8,113.5メートルになります。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了いたします。

これより議案第103号を採決します。

お諮りします。本案は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第103号を終わります。

これで条例審査等を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の一部入替えを行います。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 2時58分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

次に、補正予算審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。補正予算の内容により一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） それではそのようにいたします。

次に、議案第95号 令和6年度甲斐市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

初めに、建設課より、8款土木費、1項土木管理費及び8款土木費、2項道路橋梁費並び

に繰越明許費について一括で説明をお願いいたします。

芳賀建設課長。

○建設課長（芳賀康貴君） 引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、建設課の補正予算につきましてご説明させていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

それでは、まず1目土木総務費、ナンバー11道路維持管理事業におきまして92万9,000円の増額をお願いするもので、財源内訳は全額一般財源であります。

内容であります。10節消耗品費につきましては、8月7日の豪雨により被災した勸進橋の交通制限を実施するための物品を緊急で購入したため、予算額の不足が生じており、今後冬季の降雪に備え、融雪剤の購入が必要なことから67万6,000円、17節備品購入費で作業員が使用している刈り払い機が故障したため、1台分の購入費、また刈り払い機使用時の飛び石対策としての防護ネット購入費、合計で25万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

ナンバー12土木総務事業におきまして105万6,000円の増額をお願いするもので、財源内訳といたしまして、国県支出金で国庫補助金、災害時避難路通行確保対策事業費補助金57万6,000円、県補助金24万円、それ以外は一般財源となります。

内容であります。18節負担金、補助及び交付金の災害時避難路通行確保対策事業費補助金につきましては、中下条の対象建築物は緊急輸送道路となっている県道中下条甲府線沿線の避難路沿道建築物であり、耐震診断を実施した結果、耐震が不十分であることが判明しておりましたが、今回所有者から除却の申出があったため、105万6,000円の増額補正をお願いするものであります。

ナンバー14狭隘道路拡幅整備事業につきましては、財源内訳更正をお願いするものであります。社会資本整備総合交付金の要望額1,250万円に対しまして、交付決定額が160万円となったための財源内訳更正でございます。補正額の増減はございませんが、財源内訳につきまして社会資本整備総合交付金が1,090万円の減額、地方債の合併特例債が190万円の増となり、このことにより一般財源900万円が増額となります。

次に、1目道路維持改良費、ナンバー01道路維持改良事業につきましても財源内訳更正をお願いするものであります。台風10号の影響により被災しました市道下宿高原団地線の復旧工事に合併特例債を活用したことによるもので、補正額の増減はございませんが、財源内訳につきまして合併特例債を420万円増額し、一般財源420万円が減額となります。

次に、3目橋梁維持改良費、ナンバー01橋梁長寿命推進事業につきましては、令和6年度の執行予定でありますJR跨線橋補修工事におきまして、現地調査、詳細な調査を行ったところ、通行状況や3メートル未満の狭隘な幅員を考慮すると、JR橋の今後の補修の方針などを検討する必要性が生じたことから、当面工事の実施を見合わせたとしたため、14節工事請負費の減額補正をお願いするもので、これに伴いまして交付金を別事業で活用するため、甲斐市橋梁及び大型カルバート長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修詳細設計業務委託及び橋梁点検を実施するため、12節委託料の増額補正をお願いするものであります。財源内訳につきまして合併特例債を950万円減額し、一般財源が950万円増額となります。

次に、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

30ページをお願いいたします。

8款2項3目長寿命化推進事業の12節委託料において、3,450万円の繰越しをお願いするもので、財源内訳は国県支出金と市債、それ以外は一般財源であります。

内容といたしましては、橋梁長寿命化推進事業の補正に伴い、実施予定の橋梁補修詳細設計業務委託及び橋梁定期点検につきまして年度内の事業完了が見込めないため、繰越しの手続をお願いするものであります。

以上が建設課の補正予算の内容となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明がありました。

これより質疑等を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時07分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

続いて、都市計画課より、8款土木費、4項都市計画費について説明をお願いいたします。

久保都市計画課長。

○都市計画課長（久保欽一君） お疲れさまです。

都市計画課から補正予算の内容をご説明させていただきます。

補正予算説明書の24、25ページでございます。

8款土木費、4項都市計画費、2目幹線道路整備費、01幹線道路整備事業につきましては、財源内訳の更正をお願いするものでございます。

内容は、まず1点目として赤坂台病院前の市道であります新町本線道路改良事業について、国の社会資本整備総合交付金を活用するため要望しておりましたが、要望額396万2,000円に対しまして交付決定額は150万円となったため、財源内訳のうち、国庫支出金246万2,000円を減額するものであります。

次に、（仮称）篠原地区公園の東側の市道であります塔之元八幡前線道路改良に伴う設計業務委託について、国の都市構造再編集中支援事業費補助金を活用するため要望しておりましたが、要望額468万円に対しまして交付決定額は379万5,000円となったため、財源内訳のうち、国庫支出金88万5,000円を減額するものであります。

この2つの国庫支出金の減額に伴い、合併特例債310万円と一般財源24万7,000円を増額するもので、今回の財源内訳の更正に伴う歳出予算の増減はございません。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑等を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時10分

再開 午後 3時11分

○委員長（金丸幸司君） それでは、会議を再開いたします。

続きまして、農林振興課より、6款農林水産費、1項農業費について説明をお願いいたします。

小宮山農林振興課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） お疲れさまです。

それでは、農林振興課関係の12月補正の内容についてご説明させていただきます。

補正予算説明書の22ページ、23ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、23ページ説明欄のナンバー07有害鳥獣捕獲等対策事業につきましては、74万6,000円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全て一般財源であります。

内容につきましては、上福沢地区において倒木等により鳥獣害防止柵が大きな規模で破損いたしました。鹿やイノシシなどが集落へ侵入するのを防ぐため、破損箇所修繕料についての増額補正であります。

次に、ナンバー16日本型直接支払事業につきましては、15万1,000円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源内訳は、10万9,000円が県からの日本型直接支払事業交付金、残りは一般財源であります。

内容につきましては、交付対象となる農地が約1万平方メートル増となりまして、交付金額が約28万円増額となります。一方で、事務費である中山間推進交付金、また多面的機能支払交付金が合わせて約13万円減額となり、差額となる15万1,000円の増額補正であります。

次に、ナンバー18地域おこし協力隊費につきましては、311万6,000円の減額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全て一般財源であります。

内容につきましては、地域おこし協力隊員1名が令和6年11月末をもって退任したため、12月から令和7年3月までの4か月分の報酬、社会保険料、家賃等の経費と県外転出のため交付対象とならない起業支援事業費補助金を減額補正するものであります。

次に、5目農地費、ナンバー05土地改良区施設改修事業につきましては、134万3,000円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源内訳、地方債70万円は合併特例債、その他50万5,000円は高岩頭首工本復旧事業費関係自治体負担金、残りは一般財源であります。

内容につきましては、県が実施している高岩頭首工本復旧事業の事業費変更に伴う関係自治体甲府市、昭和町及び甲斐市の負担金増額補正であります。

次に、6目中北部活性化事業費、ナンバー01中北部活性化事業につきましては、54万6,000円の増額補正をお願いするものであります。補正額の財源は全てクライנגルテン基金繰入金であります。

内容につきましては、クライנגルテンクラブハウス内の研修室の天井埋め込み型エアコンが3台ありますけれども、そのうちの2台が故障したため、壁かけエアコン2台を購入し対応するものであります。現在の天井埋め込み型は平成18年のもので型式が古く、修理不可であること、また天井埋め込み型を新しいものへ取り替えるよりも壁かけ型を取り付けたほうが低価格となることから、壁かけエアコンにするものであります。

以上が農林振興課関係の補正の内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いいたします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） すみません、23ページ、07の有害鳥獣のところの防護柵が壊れたということですが、これの金額なんですけれども、どのぐらいの程度で壊れたかをちょっと内容を教えてほしいですけれども、お願いします。

○委員長（金丸幸司君） 小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 上福沢地区のこちらの鳥獣害防止柵につきましては、上福沢地区合計2か所、倒木等、あとは土がちよっと流れた関係でフェンス、その防護柵が倒れたり、こう間が空いてしまったりしている状況で、上福沢地区の自治会から報告を受けて今回お願いするものであります。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

その下の05土地改良事業で高岩頭首工のことでお聞きします。

まだやっているというか、あれなんだと思うんですけれども、やっているということ3町で、本市が134万3,000円ということは、甲府、昭和、ここだったっけ、となると同じ金額じゃないということだよ。そうすると、かなりの額でどんな工事をというか、内容をお願いします。

○委員長（金丸幸司君） 八巻農林土木係長。

○農林土木係長（八巻哲也君） お答えします。

本工事につきましては、甲斐市と甲府市、昭和町で3町ございます。

まず、工事の内容につきましては、高岩頭首工の水たたき補修853平方メートルを施工しております。もう一つが護床ブロック1,663平方メートルを工事しております。それに基づいて3市町で振り分けがありまして、大体ほぼ同じぐらいの金額で割り振りがなっている形にはなっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） この高岩頭首工のはもう終わったというような記憶が私にはあるんですけども、まだやっているということですよ。じゃなくて、水が何かでやられたということか、そういうことですか。

○委員長（金丸幸司君） 八巻係長。

○農林土木係長（八巻哲也君） お答えします。

本高岩頭首工の工事につきましては、今年度で完了しております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ということは、これは追加補正だからそれだけあれということだけでも、この工事で全てが終わるといふ、そういう解釈でいいんですか。

○委員長（金丸幸司君） 八巻係長。

○農林土木係長（八巻哲也君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 10月の地域おこし協力隊員費ですが、これは1人辞めたということなんですか。ちょっと教えてください。

○委員長（金丸幸司君） 上小宮山課長。

○農林振興課長（小宮山佳浩君） 先ほど説明いたしましたとおり、11月末、自己都合により退任されたということでもあります。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 辞める前はどんな仕事をしていたか、ちょっと参考までに。

○委員長（金丸幸司君） 長田農林振興係長。

○農林振興係長（長田明久君） お答えします。

地域おこし協力隊につきましては、主にサツマイモの栽培の補助や赤坂とまとの栽培の補助をしておりました。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○委員長（金丸幸司君） それでは、休憩に引き続き会議を再開いたします。

ここでご報告いたします。

小澤委員につきましては早退する旨の申出がありましたのでご承知願います。よろしくお願いいいたします。

続きまして、商工観光課より、5款労働費、1項労働諸費について説明をお願いいたします。

高須商工観光課長。

○商工観光課長（高須秀樹君） それでは、商工観光課の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書につきましては、22ページ、23ページとなります。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、23ページの説明欄、20働く婦人の家管理運営費につきましては、305万2,000円の増額補正をお願いするものであります。財源といたしましては、地方債として脱炭素化推進事業債150万円、残りの155万2,000円は一般財源であります。

内容につきましては、消防用設備等の修繕で、設備点検により非常用放送設備と誘導灯及び煙感知器の一部に不具合が見つかったため、修繕料として129万2,000円、また軽運動場

及び駐車場照明が点灯しないなど不備があるため、LED照明に取り替えるための工事請負費として176万円を計上させていただくものであります。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑等を行います。

委員より質疑等ありましたらお願いたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ委員の質疑を終了します。

これより討論採決を行います。

まず、本案に対する討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第95号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって本来は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第95号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時27分

○委員長（金丸幸司君） それでは会議を再開いたします。

続いて、議案第99号 令和6年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）についてを行います。

収入支出一括で説明をお願いいたします。

保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 大変お疲れさまです。公営企業部上下水道業務課ですが、よろしくをお願いいたします。

議案書42ページをお願いいたします。

議案第99号 令和6年度……

[発言する者あり]

○上下水道業務課長（保坂義実君） 議案書の42ページです。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

お願いします。

○上下水道業務課長（保坂義実君） それでは説明いたします。

議案第99号 令和6年度甲斐市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

なお、説明につきましては別冊の令和6年度12月の公営企業会計の補正予算説明書のほうで説明させていただきます。

別冊の資料の4ページ、5ページをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

初めに、令和6年度甲斐市下水道事業会計補正予算実施計画の収益的収入及び支出であります。

1款下水道事業費用、1項営業費用、3目業務及び総係費につきましては、514万4,000円の増額をお願いするものであります。

内容につきましては、都市計画法第75条の規定に基づき定める甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例により、下水道受益者に納めていただく受益者負担金につきまして、玉川地区にある大手の民間会社から負担金の一括納付があったことから、甲斐市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例施行規定第8条に基づく報奨金を交付するものですが、既定の予算額に不足が生じることから、今回補正により増額補正をお願いするものであります。

続きまして、資料の6ページ、7ページをお願いいたします。

次に、資本的収入及び支出の収入であります。

1款資本的収入、4項負担金、3目受益者負担金につきましては、2,200万円の増額をお

願います。

内容につきましては、先ほど歳出で説明いたしましたが、玉川地区の大手民間会社から受益者負担金が一括納付されたことによる既定の歳入予算額の増額補正を行うものであります。

なお、公営企業会計補正予算説明書8ページは予定キャッシュフロー計算書、それから9ページ、10ページにつきましては下水道事業の予定貸借対照表となっておりますが、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金丸幸司君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等ございますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この報奨金ということなんだけれども、大手企業が前納報奨金ということだよ、早い話が。そうすると、その基準というのとはどんな具合になっているのか。

○委員長（金丸幸司君） 保坂上下水道業務課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） まず、下水道整備する区域の指定につきまして指定をさせていただいた土地全てに関しまして、受益地という形になります。その受益地に対しまして、それぞれ1平米310円の受益者負担金を課税をします。課税といいますか、掛けるという内容となっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それは一般住宅と同じだね、たしか310円という負担金というのは。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） 全ての土地に対しましてですが、農地とか、あとは公共施設とかそういったものは一部除外されるということになっております。

○委員長（金丸幸司君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 面積がかなり広くてこれだけの金額ということは、かなりの面積ということだよ。割れば出てくるけれども、どんな具合。

○委員長（金丸幸司君） 保坂課長。

○上下水道業務課長（保坂義実君） そちらの該当の土地の面積につきましては約9万平米ということになっております。

以上です。

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（金丸幸司君） よろしいですか。

なければ委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより議案第99号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

以上で議案第99号を終わります。

これで補正予算の審査を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託された議案審査は全て終了いたしました。

慎重審議大変ご苦労さまでした。

最後に、その他を行います。

委員より、その他ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金丸幸司君） なければ、これでその他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時35分